

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つがる市は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

青森県つがる市長

公表日

令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	●介護保険法に基づき、要介護(要支援)状態の被保険者へ必要な保険給付を行うとともに、被保険者に対する保険料の賦課徴収を行っている。 【資格】 ① 住民基本台帳等に基づく被保険者の資格取得、喪失の確定 ② 被保険者証の交付 ③ 受給資格証明書等の各種証明書の交付 【保険料】 ① 住民基本台帳等に基づく保険料の賦課決定及び通知 ② 被保険者の死亡等による保険料の還付決定及び通知 ③ 被災等による保険料等の減免決定及び通知 【認定】 ① 医療被保険者資格の確認 ② 認定調査員による調査結果に基づく、要介護度の1次判定 ③ 1次判定の結果を認定審査会に通知 ④ 認定審査会の審査判定結果(2次判定)に基づく要介護(要支援)認定及び通知 【給付】 ① 高額介護サービス費等各種給付の決定及び通知 ② 他の法令による給付との調整 ③ 低所得者等に対する負担限度額の決定及び通知 ④ 低所得者等に対する利用者負担の減免決定及び通知 ●市は、介護保険事務において、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。 ① 住所、氏名及び世帯等の住基情報の照会 ② 所得、課税及び扶養情報等の税情報の照会 ③ 医療保険情報の照会 ④ 年金情報の照会 ⑤ 転入世帯に係る情報照会 ・上記①～④ ・要介護度等の認定状況 ⑥ 転出世帯等に係る情報提供 ・要介護度等の認定状況 ●特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。 ① 被保険者の資格に係る事務 ② 被保険者の保険料に関する事務 ③ 被保険者の認定に係る事務 ④ 被保険者に対する給付に係る事務 ⑤ 情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 ・申請、届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能により行う。
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険・資格管理ファイル、介護保険・保険料納付管理ファイル、介護保険・認定申請管理ファイル、介護保険・受給者管理ファイル、介護保険・給付実績管理ファイル、介護保険・宛名管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)・番号法第9条第1項、別表100の頁 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令、第50条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
--------	--

②法令上の根拠	1. 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号に基づく主務省令第2条の表 <情報提供事務> 2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,131,132,144,161の項 <情報照会事務> 131,132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	つがる市健康福祉部介護課
②所属長の役職名	介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号038-3192 つがる市役所 健康福祉部 介護課 住所:青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-1113 ファクス:0173-49-1230 E-mail: kaigo@city.tsugaru.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号038-3192 つがる市役所 健康福祉部 介護課 住所:青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-1113 ファクス:0173-49-1230 E-mail: kaigo@city.tsugaru.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、必ず複数人での確認を行った上で実施している。加えて、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、パスワードによる保護等、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 また、漏えい・滅失・毀損を防ぐための安全管理措置として次の対策を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 また、使用する場合は、上司の承認、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I－4②法令上の根拠	<情報照会事務> 1. 番号法第19条第7号別表第二 93.94.95	<情報照会事務> 1. 番号法第19条第7号別表第二 93.94	事後	
令和3年4月1日	Ⅱの1. 対家人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	Ⅱの2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年8月6日	I－4②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号法第19条第4号以降に号ズレが生じたことによる修
令和4年4月1日	I－4②法令上の根拠	<情報提供事務> 1. 番号法第19条第8号別表第二	<情報提供事務> 1. 番号法第19条第8号別表第二	事後	修正
令和4年4月1日	I－5①部署	福祉部介護課	つがる市健康福祉部介護課	事後	令和4年2月9日つがる市行政組織規則が一部改正され
令和4年4月1日	I－7請求先	つがる市役所 福祉部 介護課 E-mail: kaigo@city.tsugaru.aomori.jp	つがる市役所 健康福祉部 介護課 E-mail: kaigo@city.tsugaru.lg.jp	事後	〃
令和4年4月1日	I－8連絡先	つがる市役所 福祉部 介護課 E-mail: kaigo@city.tsugaru.aomori.jp	つがる市役所 健康福祉部 介護課 E-mail: kaigo@city.tsugaru.lg.jp	事後	〃
令和4年4月1日	Ⅱの1. 対家人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	Ⅱの2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	I－1②事務の概要	●特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。	●特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。	事後	びつたりサービスによる電子申請実施のため
令和5年4月1日	I－1③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、宛名システム、中間サーバ	介護保険システム、団体内統合宛名システム、宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電	事後	〃
令和5年4月1日	I－3法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)・番 <情報照会事務> 1. 番号法第19条第8号別表第二 93.94	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)・番 <情報照会事務> 1. 番号法第19条第8号別表第二 93.94.121	事後	
令和5年4月1日	I－4②法令上の根拠	Ⅱの1. 対家人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	事後	
令和5年4月1日	Ⅱの2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年4月1日	I－4②法令上の根拠	<情報照会事務> 1. 番号法第19条第8号別表第二 93.94.121		事後	
令和6年4月1日	Ⅱの1. 対家人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年4月1日	Ⅱの2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年4月1日	I－3②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)・番 <情報照会事務> 1. 番号法第19条第8号別表第二 93.94.121	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)・番 1. 番号法第19条(特定個人情報提供の制限)第8号に基づく(主務省令第2条の表	事後	
令和7年4月1日	Ⅱの1. 対家人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年4月1日	Ⅱの2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和8年4月1日	I－1②事務の概要	●介護保険法に基づき、要介護(要支援/要介護)の被保険者へ必要な保険給付を行うとともに、被保険者に対する保険料の賦課徴収を行っている。 【資格】 ① 住民基本台帳等に基づく被保険者の資格取得、喪失の確定 ② 被保険者証の交付 ③ 受給資格証明書等の各種証明書の交付 【保険料】 ① 住民基本台帳等に基づく保険料の賦課決定及び通知 ② 保険料の徴収及び滞納整理 ③ 被保険者の死亡等による保険料の還付決定及び通知 ④ 被災等による保険料等の減免決定及び通知 【認定】 ① 医療被保険者資格の確認 ② 認定調査員による調査結果に基づく、要介護度の1次判定 ③ 1次判定の結果を認定審査会に通知 ④ 認定審査会の審査判定結果(2次判定)に基づく要介護(要支援)認定及び通知 【給付】 ① 高額介護サービス費等各種給付の決定及び通知 ② 他の法令による給付との調整 ③ 低所得者等に対する負担限度額の決定及び通知 ④ 低所得者等に対する利用者負担の減免決定及び通知 ●市は、介護保険事務において、特定個人情報(以下のとおり取り扱う。 ① 住所、氏名及び世帯等の住基情報の照会 ② 所得、課税及び扶養情報等の税情報(照会	●介護保険法に基づき、要介護(要支援/要介護)の被保険者へ必要な保険給付を行うとともに、被保険者に対する保険料の賦課徴収を行っている。 【資格】 ① 住民基本台帳等に基づく被保険者の資格取得、喪失の確定 ② 被保険者証の交付 ③ 受給資格証明書等の各種証明書の交付 【保険料】 ① 住民基本台帳等に基づく保険料の賦課決定及び通知 ② 被保険者の死亡等による保険料の還付決定及び通知 ③ 被災等による保険料等の減免決定及び通知 【認定】 ① 医療被保険者資格の確認 ② 認定調査員による調査結果に基づく、要介護度の1次判定 ③ 1次判定の結果を認定審査会に通知 ④ 認定審査会の審査判定結果(2次判定)に基づく要介護(要支援)認定及び通知 【給付】 ① 高額介護サービス費等各種給付の決定及び通知 ② 他の法令による給付との調整 ③ 低所得者等に対する負担限度額の決定及び通知 ④ 低所得者等に対する利用者負担の減免決定及び通知 ●市は、介護保険事務において、特定個人情報(以下のとおり取り扱う。 ① 住所、氏名及び世帯等の住基情報の照会 ② 所得、課税及び扶養情報等の税情報(照会	事後	
令和8年4月1日	Ⅱの1. 対家人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日	令和8年4月1日	事後	
令和8年4月1日	Ⅱの2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日	令和8年4月1日	事後	